

郡山市風致地区内における建築等の規制に係る事務手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づく郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第24号。以下「条例」という。）及び郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成9年郡山市規則第17号。以下「規則」という。）に規定する風致地区内における建築等の規制に係る事務手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付)

第2条 条例第3条第1項に規定する許可の申請、条例第3条第2項若しくは同条第3項に規定する協議若しくは通知、条例第5条に規定する変更の許可の申請、条例第6条第1項若しくは同条第2項に規定する変更の協議若しくは通知又は条例第8条に規定する完了の届出は、都市構想部開発建築法務課において受付をするものとする。

2 条例第3条第1項に規定する許可の申請又は条例第3条第2項若しくは同条第3項に規定する協議若しくは通知をする者は、規則第2条又は規則第4条に規定する郡山市風致地区内建築等許可申請書（協議書・通知書）（以下「許可申請書等」という。）に別表第1に掲げる書類を添付し、市長に正副本各1部を提出しなければならない。

3 条例第5条に規定する変更の許可の申請又は条例第6条第1項若しくは同条第2項に規定する変更の協議若しくは通知をする者は、規則第5条又は規則第6条に規定する郡山市風致地区内建築等変更許可申請書（変更協議書・変更通知書）（以下「変更許可申請書等」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に正副本各1部を提出しなければならない。

(1) 変更の内容を朱書で明らかにした図面

(2) 変更の内容を証する書類

(3) 第5条第1項に規定する許可書若しくは変更許可書又は同条第2項に規定する協議（通知）回答書若しくは変更協議（通知）回答書の写し

4 条例第8条に規定する完了の届出をする者は、規則第7条に規定する郡山市風致地区内建築等完了届（以下「完了届」という。）に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に正副本各1部を提出しなければならない。

(申請書等の受理)

第3条 市長は、許可申請書等又は変更許可申請書等（以下「申請書等」という。）が提出されたときには、当該申請書等の記載事項に不備がないこと及び当該申請書等に必要な書類が添付されていることを確認し、受理するものとする。

2 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の必要な建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築」という。）又は色彩の変更の申請にあっては、確認の申請の前に申請書等を受理するよう努めるものとする。

(申請書等の審査)

第4条 市長は、前条第1項の規定により受理した郡山市風致地区内建築等許可申請書（以下「許可申請書」という。）又は郡山市風致地区内建築等変更許可申請書（以下「変更許可申請書」という。）の内容が、条例第7条に規定する許可基準等（以下「許可基準等」という。）に適合しているかどうかを郡山市風致地区内建築等許可申請審査表（第1号様式）により審査し、適合しない箇所があれば当該申請者に補正させるものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により受理した郡山市風致地区内建築等協議書（以下「協議書」という。）若しくは郡山市風致地区内建築等変更協議書（以下「変更協議書」という。）又は郡山市風致地区内建築等通知書（以下「通知書」という。）若しくは郡山市風致地区内建築等変更通知書（以下「変更通知書」という。）の内容を審査し、適当でないと認めるときは当該協議者又は通知者に補正するよう求めるものとする。

（許可書等の交付）

第5条 条例第7条第1項の規定による許可は、許可書（第2号様式）又は変更許可書（第3号様式）を交付して行うものとする。

- 2 市長は、第3条第1項の規定により受理した協議書若しくは通知書又は変更協議書若しくは変更通知書の内容が、許可基準等に準じる基準に適合していると認めるときは、協議（通知）

回答書（第4号様式）又は変更協議（通知）回答書（第5号様式）により回答するものとする。

- 3 市長は、第3条第1項の規定により受理した許可申請書又は変更許可申請書の内容が、許可基準等に適合していると認められないときは、第6号様式又は第7号様式により許可できない旨の通知をするものとする。

- 4 市長は、第3条第1項の規定により受理した協議書若しくは通知書又は変更協議書若しくは変更通知書の内容が、許可基準等に準じる基準に適合していると認められないときは、第8号様式又は第9号様式により認められない旨の回答をするものとする。

（標準処理期間）

第6条 前条各項による手続きの標準処理期間は、30日とする。

（許可基準等）

第7条 条例第7条第1項第1号アの規定により定める建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）の制限については、建築基準法

第54条第1項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の21の規定を準用する。

第8条 許可基準等に適合しない建築物（以下「既存不適格建築物」という。）が存する敷地において建築物の建築を行う場合であって、次の各号いずれにも該当する場合の許可基準等は次のとおりとする。

建築物の高さ	建ぺい率	外壁の後退距離	
		道路に接する部分	その他の部分
既存不適格建築物の高さ以下	既存不適格建築物の建ぺい率以内	既存不適格建築物の外壁の後退距離以上	

(1) 既存不適格建築物が新築の際、条例及び関係法令上適法であり、かつ、その後、改築又は増築した場合であっても、それが条例上適法であること。

(2) 災害等のやむを得ない場合を除き、既存不適格建築物が許可処分時に現存すること。

(3) 相続による場合を除き、許可申請者が既存不適格建築物の所有者と同一で得ること。

- 2 この基準の適用を受けようとする者は、許可申請時に別表第1に掲げる書類のほかに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 既存不適格建築物が風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年福島県条例第19号）施行以前に新築された建築物である場合には、登記簿謄本等の建築年月日を証する書類

(2) 既存不適格建築物が条例の許可を受けて建築された建築物である場合には、許可書の写し（緑化目標）

第9条 市長は、条例第3条第1項及び条例第5条の規定による許可、条例第3条第2項及び条例第6条第1項の規定による協議並びに条例第3条第3項及び条例第6条第2項の規定による通知に係る行為者に対し、行為地内に樹木、草花、芝その他の植栽により緑化された面積の行為地の土地の面積に対する割合を15パーセント以上確保するよう努めることを求めるものとする。

2 条例第3条第1項第3号に規定する宅地の造成等において、複数の敷地を設ける場合には、敷地ごとに前項の規定に適合するよう努めるものとする。

(中間検査)

第10条 市長は、条例第3条第1項及び条例第5条の規定による許可を受けた行為のうち、建築物の建築においては、当該建築物の基礎が完成したときに検査を行うものとする。

2 前項の検査を行う場合には、市長があらかじめ市の職員の中から命じた者（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

3 前項の規定により検査員を命じる場合には、第10号様式により行うものとする。

4 検査員は、第1項の規定による検査を行う場合には、許可の内容に適合しているかどうか判定するものとする。

5 検査員は、検査を実施する際に必要があると認めるときは、許可申請者等若しくは変更許可申請者等又は工事施工者の立会いを求めることができるものとする。

6 検査員は、第1項及び次条第1項の検査を実施したときは、遅滞なく市長にその結果を第11号様式により報告しなければならない。

(完了検査)

第11条 市長は、規則第7条に規定する完了届を受理したときは、遅滞なく完了検査を行わなければならない。

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の完了検査について準用する。

(検査済の通知)

第12条 市長は、完了検査の結果、当該行為が許可、協議又は通知の内容に適合していると認められたときは、第12号様式により条例第8条の規定による届出者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	縮尺	明示すべき事項	注意事項
1 位置図	1/3,000 以上	区域、方位及び縮尺	区域を朱書する。
2 案内図		方位、道路及び目標となる地物	
3 現況平面図	1/500 以上	方位、縮尺、樹木及び樹種	
4 配置図	1/500 以上	方位、縮尺、外構工事（門、塀、駐車場等）及び外壁の後退距離	
5 植栽計画図	1/500 以上	方位、縮尺、植栽の位置及び種類	配置図に重ねて表示してもよいものとする。
6 敷地面積求積図			
7 建築面積求積図			
8 平面図	1/200 以上	方位、縮尺、各階の間取り、各室の用途	1 階平面図は配置図と重ねて表示してもよいものとする。
9 立面図	1/200 以上	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の色彩	
10 擁壁等の構造図及び展開図		材料及び外観の色彩	擁壁を設置する場合とする。
11 開発行為検査済証の写し			法第 29 条に規定する許可を受けた場合とする。
12 現地写真		撮影方向及び境界線	遠景で区域全体及び周囲の状況が明確に把握できるものとする。 近景で土地の境界線の杭等が明確に把握できるものに朱書したものとする。
13 土地に係る登記事項証明書			全部事項証明書の原本を正本に、その写しを副本に添付する。
14 公図		区域、方位及び縮尺	区域を朱書する。 原本を正本に、その写しを副本に添付する。
15 土地使用承諾書			申請者と土地所有者が異なる場合に添付する。

別表第 2（第 2 条関係）

名 称	縮 尺	明示すべき事項	注 意 事 項
1 位置図	1/3,000 以上	区域、方位及び縮尺	
2 案内図		方位、道路及び目標となる地物	
3 配置図	1/500 以上	方位、縮尺、外構工事（門、塀、駐車場等）及び外壁の後退距離	完了寸法を朱書する。
4 完了写真		撮影方向	着工前と完了後が、明確に把握できるものとする。
5 許可書の写し			第 5 条第 1 項に規定する許可書若しくは変更許可書又は同条第 2 項に規定する協議（通知）回答書若しくは変更協議（通知）回答書の写しを添付する。

第1号様式（第4条関係）

審 査 者	確 認 者

郡山市風致地区内建築等許可申請審査表

1 申請

申 請 者	住 所	
	氏 名	
行為の種別		
行為の場所		

2 規制の内容

用途地域	(建ぺい率 %・容積率)					
防火指定						
風致地区名	風致地区 (☐ 第 1 種 ☐ 第 2 種 ☐ 第 3 種)					
規制の内容	種別		第 1 種	第 2 種	第 3 種	(単位)
	建築物の高さ		8.0	12.0	15.0	m 以内
	建ぺい率		20.0	30.0	40.0	% 以内
	外壁の	接道部分	3.0	2.0	2.0	m 以上
	後退距離	その他	1.5	1.0	1.0	m 以上
	緑化目標面積		15.0			% 以上

3 审查表

☐ 添付文書（各２部）		☐ 位置図（１/３，０００以上） ☐ 案内図
		☐ 現況平面図（１/５００以上）配置図（１/５００以上）
		☐ 植栽計画図（１/５００以上）
		☐ 建築面積求積図 ☐ 建築面積求積図
		☐ 平面図（１/２００以上） ☐ 立面図（１/２００以上）
		☐ 土地登記事項証明書 ☐ 公図 ☐ 現地写真（遠景及び近景）
		☐ その他書類（ ）
☐ 建築物の高さ		m ≤ m
☐ 建ぺい率		% ≤ %
☐ 外壁の後退距離	接道部分	m ≥ m
	その他	m ≥ m
☐ 緑化面積		% ≥ 15.0%
☐ 外壁予定色		
備考		
所見		

4 協議記録等

第 1 回				
件名			日時	年 月 日
			場所	
出席者	先方			
	当方			
決定事項				
備考				

第 2 回				
件名			日時	年 月 日
			場所	
出席者	先方			
	当方			
決定事項				
備考				

第 3 回				
件名			日時	年 月 日
			場所	
出席者	先方			
	当方			
決定事項				
備考				

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等については、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第24号）第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

郡山市長



記

1 許可事項

(1) 土地の所在地及び面積

郡山市	敷地面積 m ²
-----	---------------------

(2) 行為の目的及び内容

目 的		内 容	
--------	--	--------	--

2 許可条件

- (1) 許可及び工事の期間は、許可の日から 年 月 日までとする。
- (2) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要するものについては、その確認を受けた後、工事に着手すること。
- (3) 工事の施工に当たっては、防災措置に万全を期するとともに、災害が発生したとき及び工事施工中に公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従い、申請人の費用により復旧すること。
- (4) 許可事項を確認するために、建築物については、その基礎が完成した時点で中間、それ以外についてもすべて完成した時点で完了の検査を受けること。
- (5) この許可事項を変更（敷地面積、建築物の用途及び構造の変更等）をするときは、許可を受けること。
- (6) 工事を廃止したときは、遅滞なく、市長に届けること。

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対し、異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます

（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等については、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第24号）第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

郡山市長 印

記

1 許可事項

(1) 土地の所在地及び面積

変更前	郡山市	敷地面積	m ²
変更後	郡山市	敷地面積	m ²

(2) 行為の目的及び内容

変更前	目的		内容	
変更後	目的		内容	

2 許可条件

- (1) 許可及び工事の期間は、許可の日から 年 月 日までとする。
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものについては、その確認を受けた後、工事に着手すること。
- (3) 工事の施工に当たっては、防災措置に万全を期するとともに、災害が発生したとき及び工事施工中に公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従い、申請人の費用により復旧すること。
- (4) 許可事項を確認するために、建築物については、その基礎が完成した時点で中間、それ以外についてもすべて完成した時点で完了の検査を受けること。
- (5) この許可事項を変更（敷地面積、建築物の用途及び構造の変更等）をするときは、許可を受けること。
- (6) 工事を廃止したときは、遅滞なく、市長に届けること。

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対し、異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます

（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長



郡山市風致地区内建築等協議（通知）回答書

年 月 日付けで協議（通知）があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等については、郡山市風致地区内における建築等の規制に係る事務手続要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 協議（通知）事項

(1) 土地の所在地及び面積

郡山市	敷地面積 m ²
-----	---------------------

(2) 行為の目的及び内容

目的		内容	
----	--	----	--

2 条件

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものについては、その確認を受けた後、工事に着手すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、防災措置に万全を期するとともに、災害が発生したとき及び工事施工中に公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従い、協議（通知）者の費用により復旧すること。
- (3) この協議（通知）事項を変更（敷地面積、建築物の用途及び構造の変更等）をするときは、再度協議（通知）すること。
- (4) 工事を廃止したときは、遅滞なく、市長に届けること。

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長



郡山市風致地区内建築等変更協議（通知）回答書

年 月 日付けで協議（通知）があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等については、郡山市風致地区内における建築等の規制に係る事務手続要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 協議（通知）事項

(1) 土地の所在地及び面積

変更前	郡山市	敷地面積	m ²
変更後	郡山市	敷地面積	m ²

(2) 行為の目的及び内容

変更前	目的		内容	
変更後	目的		内容	

2 条件

- (1) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要するものについては、その確認を受けた後、工事に着手すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、防災措置に万全を期するとともに、災害が発生したとき及び工事施工中に公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従い、協議（通知）者の費用により復旧すること。
- (3) この協議（通知）事項を変更（敷地面積、建築物の用途及び構造の変更等）をするときは、再度協議（通知）すること。
- (4) 工事を廃止したときは、遅滞なく、市長に届けること。

第 6 号様式（第 5 条関係）
郡山市指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等については、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第24号）第 7 条第 1 項の規定により、許可できません。

年 月 日

郡山市長 印

記

1 許可できない事項

(1) 土地の所在地及び面積

郡山市	敷地面積 m ²
-----	---------------------

(2) 行為の目的及び内容

目 的		内 容	
--------	--	--------	--

2 許可できない理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対し、異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 7 号様式（第 5 条関係）
郡山市指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等については、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第24号）第 7 条第 1 項の規定により、許可できません。

年 月 日

郡山市長 印

記

1 許可できない事項

(1) 土地の所在地及び面積

変更前	郡山市	敷地面積	m ²
変更後	郡山市	敷地面積	m ²

(2) 行為の目的及び内容

変更前	目的		内容	
変更後	目的		内容	

2 許可できない理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対し、異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます

（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長



郡山市風致地区内建築等協議（通知）回答書

年 月 日付けで協議（通知）があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等
については、郡山市風致地区内における建築等の規制に係る事務手続要綱第 5 条第 4 項の規定に
より、下記のとおり回答します。

記

1 協議（通知）事項

(1) 土地の所在地及び面積

郡山市	敷地面積 m ²
-----	---------------------

(2) 行為の目的及び内容

目 的		内 容	
--------	--	--------	--

2 認められない理由

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長



郡山市風致地区内建築等変更協議（通知）回答書

年 月 日付けで協議（通知）があった 風致地区（第 種風致地区）内の建築等
については、郡山市風致地区内における建築等の規制に係る事務手続要綱第 5 条第 4 項の規定に
より、下記のとおり回答します。

記

1 協議（通知）事項

(1) 土地の所在地及び面積

変更前	郡山市	敷地面積	m ²
変更後	郡山市	敷地面積	m ²

(2) 行為の目的及び内容

変更前	目的		内容	
変更後	目的		内容	

2 認められない理由

第10号様式（第10条、第11条関係）

課長	課長補佐	係長	係員

年 月 日

検査員の任命について（伺）

起案者 職名 氏名 ⑩

郡山市風致地区内における建築等の規制に係る事務手続要綱（第10条）第11条第1項の規定に基づき、下記の行為に関する工事の（中間）検査を行わせるため、次の者を検査員に任命してよろしいか伺います。

記

職名 氏名

1 許可番号 年 月 日 郡山市指令 第 号

2 土地の所在及び面積

郡山市	敷地面積 m ²
-----	---------------------

3 行為の目的及び内容

目的		内容	
----	--	----	--

4 許可を受けた者の住所及び氏名
住所
氏名

第11号様式（第10条、第11条関係）

工事（中間）検査報告書

1 行為の内容

許可年月日番号	年 月 日 郡山市指令 第 号		
土地の所在		敷地面積	
許可を受けた者の 氏名及び住所			

2（中間）検査

中間検査年月日	年 月 日		
完了届受理年月日	年 月 日 郡 第 号		
完了検査年月日	年 月 日		
立会人			
検査結果	合格	不合格	
手直し指示事項			
備考			

3 再検査

再検査年月日	年 月 日		
立会人			
検査結果	合格	不合格	

以上のとおり検査しました。

年 月 日

検査員 職名 氏名

㊞

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長



風致地区内における建築等の検査について（通知）

年 月 日付けで届出があった下記の風致地区における建築等の行為については、
年 月 日に検査した結果、郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第24号）及び郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成 9 年郡山市規則第17号）の規定による許可内容に適しています。

記

1 風致地区の名称及び種別		
2 行為をした場所		
3 行為の内容		
4 許可（協議・通知）年月日 及び許可番号		